

要注意



★落ち葉や剪定枝などの焼却は軽微な場合に限り認められますが、煙や臭いの苦情が多発しています。場所と時間に気を付けて周囲の方々に迷惑が掛からない範囲で行ってください。

以下のたき火は例外となる場合があります

- どんど焼きなどの風俗習慣上の行事
- 田畑での土手草やわらなどの焼却、果樹園での剪定枝の焼却(※)
- 庭木の剪定枝、落ち葉(※)
- 軽微なたき火、キャンプファイヤーなど(※)

※ただし、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限られます。

★野外焼却による火災の発生にご注意ください。

たき火をする際の注意点

※火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為をする時は、事前に消防署へ届出をする。

- ①火災予防の観点などから、必要最小限にする。
- ②燃やす前に近所の方に理解を得て迷惑にならないようにする。
- ③風向きや風の強さ、時間帯を考慮する。
- ④燃えやすいもののそばで火をつけない。
- ⑤煙や臭いで近所に迷惑をかけない。
- ⑥水バケツや消火器を用意し、絶対に火のそばを離れない。
- ⑦後始末は完全にする。

◎許された行為であっても、近隣から通報(苦情)があった場合は、指導の対象となる場合があります(責任ある指導を行うため、通報者の「氏名」「住所」「連絡先」を確認させていただきます)。

野外焼却は禁止です！

ごみ(廃棄物)を
野外で焼却する
ことは法律によって
禁止されています。



罰則

廃掃法第16条の2、
第25条

5年以下の懲役、
1,000万円以下の
罰金、またはその
両方が科せられます。

- ①通報があった場合は、市職員が現地を確認します(消防署も確認することがあります)。
 - ②法律に違反している場合は行政指導の対象となり、ただちに消火を命じます。
- ※家庭ではごみを燃やすことはできません!
ごみは適正に分別して、ごみ集積所へ出してください。

ID 11128 Q 検索

問い合わせ

- 飯田市 環境課 内線5463
- 飯田市 農業課 内線4811
- 飯田広域消防本部 ☎0265(23)0119